改正後	改正前
様式第七から十　［略］ **様式第十一**（第十七条関係） ［略］ 備考１から２　［略］ ３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。 **様式第十二**（第十八条関係） ［略］ 備考１から２　［略］ ３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。	**様式第七から十**　［略］ **様式第十一**（第十七条関係） ［略］ 備考１から２　［略］ ３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。 **様式第十二**（第十八条関係） ［略］ 備考１から２　［略］ ３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（著作権等管理事業法施行規則の一部改正）

第三条　著作権等管理事業法施行規則（平成十三年文部科学省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（登録申請書の添付書類） **第四条**　法第四条第二項第二号に規定する文部科学省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一～五　［略］ 六　役員が法第六条第一項第五号ロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員が外国人である場合を除く。） 七　［略］ （心身の故障により役員の職務を適正に行うことができない者） **第四条の二**　法第六条第一項第五号イの文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により著作権等管理事業者の役員の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（登録申請書の添付書類） **第四条**　法第四条第二項第二号に規定する文部科学省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一～五　［略］ 六　役員が法第六条第一項第五号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員が外国人である場合を除く。） 七　［略］ ［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

○文部科学省・厚生労働省令第二号

公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第三十九条の規定に基づき、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日

文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令

公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省・厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。